

物価高騰に立ち向かう経営力向上・賃上げ事業者支援補助金 事務手続きについて

★申請前に募集要領、補助金交付要綱等を御確認ください。★

1. 認定申請書提出（令和5年12月28日（木）～令和6年6月28日（金））

○交付申請書は、必要書類とともに下記提出先に郵送又は持参していただくか、電子申請で提出してください。

2. 事業認定通知（申請受付から原則30日以内）

○認定申請書の内容を審査し、認定通知を送付します。

3. 事業実施

○事業認定日以降に着手した事業が補助対象事業となります。
○事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要ですので、変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了（令和6年12月31日まで）

○事業の完了とは、
・計画事業の実施
・補助対象経費の支払
・賃金引き上げ
・パートナーシップ構築宣言の公開
の4つ全ての完了をいいます。

5. 交付申請兼実績報告書の提出

（完了・廃止・中止から30日以内又は令和7年1月10日のうちいずれか早い日まで）

○実績報告書は、必要書類とともに下記提出先に郵送又は持参していただくか、電子申請で提出してください。

6. 補助金額の確定通知（実績報告書の内容審査後）

○実績報告書の内容を確認し、補助金額を確定する通知を送付します。

7. 補助金の支払（6. の通知送付から概ね2週間後）

書類提出・問合せ先



鳥取県 商工労働部 企業支援課
〒680-8570 鳥取市東町1-220 本庁舎7階
電話：0857-26-7242 ファクシミリ：0857-26-8117
電子メール：kigyoushien@pref.tottori.lg.jp
ホームページ：https://www.pref.tottori.lg.jp/314931.htm